

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	医療法人 ウェル ネス おおさと整形外科 リハビリテーショ ン科	長崎県佐世保市吉井町直谷 1260 番地	0 床

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考

- (3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和4年11月28日 令和3年度決算の決定

令和5年9月21日 令和5年度の事業計画及び収支予算の決定

- (5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

- (6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

- (7) そ の 他

様式 3 - 4

法人名 医療法人 ウェルネス

※医療法人整理番号

所在地 長崎県佐世保市吉井町直谷1260番地

貸 借 対 照 表
(令和5年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	48,471	I 流 動 負 債	22,197
II 固 定 資 産	81,560	II 固 定 負 債	37,261
1 有 形 固 定 資 産	27,879	負 債 合 計	59,458
2 無 形 固 定 資 産	162	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	53,519	科 目	金 額
		I 資 本 金	10,000
		II 資 本 剰 余 金	0
		III 利 益 剰 余 金	60,573
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	70,573
資 産 合 計	130,031	負 債 ・ 純 資 産 合 計	130,031

様式 4 - 2

法人名医療法人 ウェルネス

※医療法人整理番号

所在地長崎県佐世保市吉井町直谷1260番地

損 益 計 算 書
(自 令和4年10月1日 至 令和5年9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	185,535
2 事業費用	210,951
本来業務事業損失	25,416
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	25,416
II 事業外収益	15,954
III 事業外費用	298
経常損失	9,760
IV 特別利益	6,553
V 特別損失	13
税引前当期純損失	3,220
法人税等	71
当期純損失	3,291

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 2

法人名医療法人 ウェルネス

※医療法人整理番号

所在地長崎県佐世保市吉井町直谷1260番地

財 産 目 録
(令和5年9月30日現在)

1. 資 産 額	130,031 千円
2. 負 債 額	59,458 千円
3. 純 資 産 額	70,573 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	48,471
B 固 定 資 産	81,560
C 資 産 合 計 (A + B)	130,031
D 負 債 合 計	59,458
E 純 資 産 (C - D)	70,573

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 ウェルネス
理事長 大里 裕治 殿

私は、医療法人ウェルネスの令和4会計年度（令和4年10月1日から令和5年9月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年11月27日

医療法人 ウェルネス

監事 大里 康治

